

本検討会の運営について

1. 本検討会の事務について

本会議の事務は経済産業省製造産業局生活製品課が行う

2. 本検討会の公開について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則、非公開とする。

3. 議事概要及び資料の公開について

資料は原則として公開する。議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。

ただし、座長が特に必要と認める場合には、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。